

「Beyond Limits. Unlock Our Potential.

世界に伍するスタートアップ・エコシステム拠点形成戦略」に係る

スタートアップ・エコシステム拠点都市募集要項

令和2年1月

内閣府

1. 目的

本事業では、我が国の強みである優れた人材、研究開発力、企業活動、資金等を生かした世界に伍する日本型のスタートアップ・エコシステムの拠点の形成と発展を目指します。このために、一定の集積、潜在力を有する都市で、地方自治体、大学、民間組織等がスタートアップ・エコシステムの形成に取り組む拠点形成計画を認定し、当該拠点都市に対して政府、民間サポーターによる支援を実施します。

2. 事業内容

(1) 公募概要

本公募では、世界に伍するスタートアップ・エコシステム拠点となる都市の拠点形成計画を募集し、その都市の潜在力とあわせて審査・認定します。拠点都市において、地方自治体、大学、民間組織等が一定のエリアに集積することで形成されるエコシステムの機能を、政府や民間サポーターの支援により更に強化することで、スタートアップの創出と成長の促進を図り、もって、イノベーションによる社会課題の解決や豊かな暮らしの実現を推進します。

拠点都市の選定に当たっては、以下の項目を審査します。

① スタートアップ・エコシステム拠点形成計画

- ・スタートアップ・エコシステム拠点都市としての将来像・目標と、地方自治体、大学、民間組織等が連携し、その実現に向けて実施する取組の計画

② スタートアップ・エコシステム拠点都市としての潜在力

- ・スタートアップの活動、スタートアップ支援者の活動、地方自治体の活動、人材・教育の状況、都市の集積の状況など

(2) 認定の種類

提出された拠点形成計画と拠点都市としての潜在力を審査し、「グローバル拠点都市」3拠点程度とそれに準ずる「推進拠点都市」を認定します。

※ グローバル拠点都市、推進拠点都市あわせて10拠点程度を予定。

(3) 拠点都市への支援

拠点都市に対しては、ランドマークプログラム（アクセラレーションプログラム）の実施、グローバル展開支援（海外への情報発信等）、スタートアップ支援策や規制緩和等の積極的な推進、民間サポーターによる支援等を実施します。

① グローバル拠点都市

- ・ランドマークプログラム（アクセラレーションプログラム）の実施
- ・世界への情報発信、起業家・投資家の招致の支援
- ・政府のスタートアップ支援の積極的な実施

- ・規制緩和の推進
- ・民間サポーターによる支援

② 推進拠点都市

- ・世界への情報発信、起業家・投資家の招致の支援
- ・政府のスタートアップ支援の積極的な実施
- ・民間サポーターによる支援

3. 選定方法

(1) 選定基準

選定は、各都市における拠点形成計画と拠点都市としての潜在力（スタートアップの活動、スタートアップ支援者の活動、地方自治体の活動、人材・教育の状況、都市の集積の状況等の客観的指標）に基づいて行います。重点を置く項目は以下のとおりです。

- ① 拠点形成計画について、将来像と目標が明確であり、組織体制と取組内容が具体的で世界に伍するスタートアップ・エコシステム拠点として実現可能性が高いこと
- ② 拠点都市の顔となり、行動するリーダーとチームが明確であること
- ③ 世界の起業家・投資家等の呼び込みや連携が期待できること
- ④ スタートアップの活動が活発であること
- ⑤ スタートアップ支援者の活動が活発であること
- ⑥ 人材育成・教育の活動が活発であること
- ⑦ 都市の集積が発達していること

(2) 選定委員会

外部有識者を含む選定委員会により都市の選定を行います。

選定委員会は、2回開催し、一次選定で10拠点程度を選定し、二次選定でグローバル拠点都市と推進拠点都市を決定します。

(3) 結果通知

応募者には一次、二次選定後、それぞれ速やかに選定結果を通知し、公表を行います。なお、選考過程に係る情報は公表いたしません。

(4) 実施報告等

計画の実施状況について、初年度は報告を求め、2年目以降は必要と認められた場合に報告を求めます。

取組が不十分と認められる場合、認定を取消すことがあります。

4. 応募要件

応募対象者が満たすべき要件は、以下のとおりとします。

- ① 地方自治体、大学、民間組織等を含むコンソーシアム等の団体であること
- ② 法令や公的機関との契約等に違反する事実や税金の滞納等が無いこと
- ③ 政治活動、宗教活動、選挙活動を事業目的とする組織体でないこと
- ④ 暴力団に該当せず、又は法人その他団体の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員に暴力団員等に該当する者がいないこと
- ⑤ その他、本事業を行うにふさわしくないと判断されるような事実を有していないこと

5. 応募方法

スタートアップ・エコシステム拠点都市への応募は、下記内閣府 WEB サイトより「提出様式」をダウンロードしていただき、その他必要添付書類等を準備の上、期日までに提出してください。

(1) 応募手順

- ① 下記内閣府 WEB サイトより「提出様式」をご確認ください。

<https://www8.cao.go.jp/cstp/openinnovation/ecosystem/index.html>

【提出様式一覧】

申請書.docx	1 部
(様式 1) 拠点形成計画.pptx	1 部
(様式 2) Summary.pptx	1 部

- ② 応募に当たっては、内閣府の事前登録フォームへ登録し、後日返信される電子メールに記載する電子メールアドレスにて提出先をご確認ください。

事前登録用 URL : <https://form.cao.go.jp/cstp/opinion-0426.html>

- ③ 応募書類に必要事項を記入し、公募締切までに電子メールで提出してください。

(2) 留意事項

- ① 未記入や応募要件の基準を満たしていない等、応募書類に不備がある申請書は受理できません。
- ② 提出された申請書等は返却しません。
- ③ 応募資料の容量が 1 ファイルあたり 5MB を超える等、メールでの提出ができない場合は、「問い合わせ先」まで別途ご連絡下さい。
- ④ 拠点都市の認定を受けた団体の応募資料は公開を想定しております。記載される事項は公開可能であることをご留意ください。
- ⑤ 応募内容に関して、記載に虚偽が明らかになった場合は、認定を取消す場合があります。

(3) 個人情報の取り扱い

応募者は、応募書類の提出をもって、入力した個人情報について、内閣府及び選定委員会委員に提供されることに同意するものとします。

(4) 提出期限

令和2年2月17日（月）17:00 まで

6. スケジュール

公募開始から認定・発表までの日程は以下の予定です。

説明会	令和2年1月24日
募集要項の公表（公募開始）	令和2年1月28日
応募書類の提出（公募締切）	令和2年2月17日
一次選定	令和2年2月末
二次選定・拠点都市の認定・発表	令和2年3月末

7. 問い合わせ先

本事業に関するご質問等のお問い合わせは、令和2年2月17日まで下記事務局で受け付けます。ただし、選定の経過等に関するお問い合わせには応じられません。

事務局	： 内閣府 政策統括官（科学技術・イノベーション担当） イノベーション創出環境担当（担当：石井、田邊、森田、佐藤） 電話番号： 03-5253-2111（代表）
-----	--